

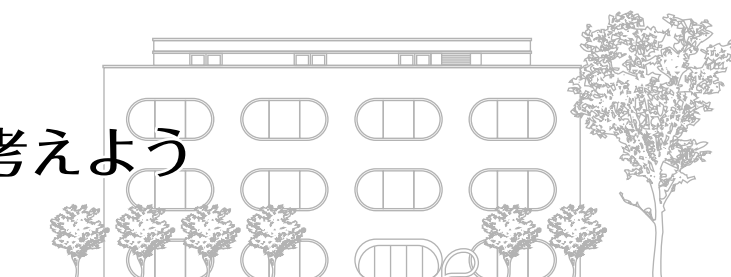
市民協働推進だより LINK!

発行：武蔵野市企画政策室市民協働推進課
制作：武蔵野市NPO・市民活動ネットワーク



協働事業を評価し、 協働の今後のあり方を考えよう

協働事業報告会と
協働のいろは講座のご案内



2012年2月19日(日) 協働事業報告会@武蔵野プレイス

今年度協働推進事業の一環として、協働事業報告会と協働のいろは講座を開催します。

協働事業は公的な資源（お金、会場、広報など）のサポートを得て行われますので、委託者も受託者も事業成果についての説明責任があります。また、事業のプロセスを振り返って、協働事業の進め方についての率直な意見交換や、相互評価を行うことが求められます。ところが、現状は、事業遂行に追われて、そこまでの余裕がないケースが目立ちます。

来年2月に開催する協働事業報告会では、そうした点を反省し、事業受託側の視点から協働事業を振り返り、今後の協働事業のあり方を考える交流と情報交換の機会にしたいと思います。武蔵野プレイスの1階キヤラリーと4階フォーラムを使い、受託団体のブース展示とプレゼンテーション、協働の最新事情に関する講演や交流の時間を設ける予定です。現在、ブース展示などへの参加団体を募集しています。

また、12月19日(月)の夜に行う協働のいろは講座「協働委託契約書を極める」約款をちゃんと読んでいますか?」は、協働委託契約書の約款に焦点を当て、各条文が意味するところをきっちり理解しようという趣旨の勉強会です。細かな字でぎっしりと書いてある約款は、意外にちゃんと読まれていないのではないかと思います。ちらっと読むと、協働事業に関係ない、土木工事の際の下請け契約のような文章があるので、面倒くさくて読み通さないのが現状でしょう。行政書士の方に講師をお願いし、解説してもらう予定です。今後の協働のあり方を考えて行くために、ぜひ両事業への皆さまのご参加をお待ちしています。



武蔵野市NPO・市民活動
ネットワーク理事長 栗田 充治

協働事業報告会

日時：平成24年2月19日(日)
午後1時～午後4時

会場：武蔵野プレイス

1階キヤラリーおよび
4階フォーラム

※ブース展示を希望される団体
は事前の申込が必要です

※一般の参加は申込不要、無料

協働のいろは講座

日時：平成23年12月19日(月)
午後6時半～午後8時

会場：武蔵野市役所

西棟8階812会議室

講師：尾久陽子氏(行政書士)

定員：20名程度

※申込不要、無料です

直接会場においでください

お問い合わせは

市民協働推進課 (0422-60-1830)

または

武蔵野市NPO・市民活動

ネットワーク (090-6526-0841)

まで

協働推進のための 市民学習会

3

月11日大震災における体験を軸に、あらためて「市民と行政には何ができるのか？」を問い直している今年度の市民学習会事業。

11月4日に行った第2回学習会「大震災！その後の市民は…？」では、前回発表されなかった中部・西部地域からの報告や、その後始まった市民と行政の取り組みについて発表していただきました。

コミセンで自主防災に取り組みながら、関わる人を増やして地域の防災意識を高めている活動や、地域の15団体が集まり災害時の高齢者の受け入れなど話し合いが進み、動きが出てきたという活動の発表がありました。また、「このまち全体を住みやすいまちにしていこう」とのコンセプトでコミセン活動が続けているので、互いに協力する関係性がすでに構築されているとの報告もありました。

行政からも、市民との連携をテーマに訓練を実施するようになったことなどが報告され、市民同士や行政とのつながりを深める動きが進んでいることが見てとれました。

7割が集住宅という武蔵野市では普段から人と人とのつながり、地域とのつながりを持つことが大切だと学びました。参加者からは、行政と市民が同席して平らな関係での学習会は協働を学ぶ上で充実した勉強会になったとの感想もいただきました。

次

回、第3回市民学習会は、「大震災！いま新しいまちづくり」をテーマに、東京農工大学大学院教授の朝岡幸彦氏を講師にお招きして開催の予定です。（平成24年2月9日（木）午前10時から、武蔵野市役所811会議室）震災をきっかけに、地域やコミュニティ、一人ひとりの市民に新しいつながりをつくる動きが始まっています。未来にどんなまちをつくるのか、朝岡先生といっしょに考えてみませんか。



小野塚 洋子

collaboration

武蔵野市 × 武蔵野市NPO・市民活動ネットワーク 協働事業レポート

市民協働推進に関する 相談コーナー

今

年度からの新たな試みである協働推進事業「市民協働のための相談コーナー」がスタートして5カ月が経ちました。この間、市民活動団体の皆さんに相談員をお願いし、行政との協働から、日常生活趣味に関する質問まで、様々なテーマで相談を受け付けてきました。誌面を利用して、多方面に渡る相談内容の一部をご紹介します。

【NPO法人について】

Q：市民活動団体をNPO法人化したほうがよいのか？

A：法人化すれば、団体として契約や登記が出来るようになるなど、様々なメリットがある。反面、厳正な事務処理や税務申告を求められるなど、負担が増えるのも事実。「事業を展開したい」「人を雇いたい」といった具体的な目的が生じた時点で法人化を目指すということでもよいのでは？

【まちづくりについて】

Q：まちづくりの活動で大切なことは？

A：まちづくりの活動においては、具体的実践を通じて仲間を増やしたり、メッセージを発信したりという面が目が行きがち。しかし、実はこうした「実践」と並んで重要なのが「学習」の場を持つこと。

「実践」によって得た様々な気づきを、「学習」を通してより深い共通理解に結び付けていくことが、成功への道となる。

相

談コーナーは、今後も引き続き実施しますので、市民活動に関して困っていることや、テーマに関わらず悩んでいることがあります。ぜひご相談ください。詳細は市報、チラシ、ポスター、市ホームページなどでご確認ください。



栗村 真里

もっと知りたい！ 補助金のこと

このコーナーでは、NPO法人や市民活動団体にとって関心の高い補助金・助成金についての情報を3回連続でお伝えしていきます。今号は、武蔵野市民社会福祉協議会に伺い、「ボランティア・市民活動団体助成制度」についてお聞きしました。（取材：堀内 直子）

ボランティア・市民活動団体助成

実施主体 社会福祉法人 武蔵野市民社会福祉協議会

目的 ボランティア・市民活動及び福祉事業への助成を通じて、市民の主体的な参加による「福祉のまちづくり」を促進し、もって福祉の増進に寄与する

対象 武蔵野市民社会福祉協議会に会員登録しており、会則・規約などを定めている団体

助成区分 ① 新規団体助成（活動実績が1年に満たない団体の事業）…… 上限額 5万円
② 事業助成（活動実績が1年以上ある団体の事業）…………… 上限額20万円
③ 共催事業助成（複数団体によって実施する事業）…………… 上限額30万円

募集時期 毎年5月に募集（4月に説明会開催、市報・市民社協だよりふれあい等で周知）

申請方法 申請書類（市民社協HPからダウンロード可能）を記入の上、団体構成員が市民社協窓口まで持参。郵送や、代理人による申請は不可

申請書類 ① 助成金交付申請書 ② 助成事業の計画書 ③ 助成事業の収支予算書
④ 前年度事業報告書及び決算書 ⑤ 今年度事業計画書 ⑥ 会則・規約 ⑦ 構成員名簿

詳細は武蔵野市民社会福祉協議会ホームページ（<http://www.shakyou.or.jp/>）をご確認下さい

Q：この助成制度は税金で運営されているのですか？

A：いいえ。歳末たすけあい募金の地域福祉活動費と、横河100円募金の会からの寄付金が財源です。

Q：歳末たすけあい募金で集められたお金が、このような形で活用されているとは知りませんでした。

A：困っている方々への直接的支援だけでなく、地域の福祉力そのものを向上させることが重要という考え方から、地域活動の支援に充てられているのです。

Q：申請は、NPO法人だけでなく市民活動団体やボランティア団体でも行えるんですね？

A：はい。毎年35団体前後の申請があります。

Q：「新規団体助成」や「共催事業助成」という枠を設けてあるのがユニークですね。

A：これらは平成21年度から加えた新しい区分です。資金集めに苦労することも多い、活動を始めて間もない団体向け、また団体同士が事業を共催してつながりを深めるための仕組みとして考えました。

Q：審査の基準や審査委員についても教えてください。

A：基準としては①必要性②実行可能性③継続性④連帯性（共催事業の場合）の4点で判断をしています。

審査委員会の構成は、武蔵野市民社会福祉協議会理事、ボランティアセンター武蔵野運営委員長、学識経験者、市民代表、市健康福祉部長など7名です。

Q：審査はどのように行われるのでしょうか？

A：提出書類とプレゼンテーションによる審査となります。プレゼンテーションは1団体10分と短い時間ですが、複数の団体が同時に実施するので、他団体の活動を知る機会にもなっているようです。

Q：最後に、皆さんへ一言。

A：この助成金が、団体が活動に向かって走り出していく時の後押しになればと考えています。毎年助成金がないと、事業ができないということになっては困るので、団体の皆さんも自分たちの力を徐々につけて、走り出したら、助成金なしで活動できるようになってほしい。団体の努力も必要です。そして、自分たちだけの活動にとどまらず、市民に広がってほしいと願っています。



善意のお金を活かし「福祉のまちづくり」を促進。共催事業によるコラボレーションにも期待大！

山岸秀雄氏に聞く

「協働」とは何か？

2 「協働」が直面する現実

山岸 秀雄 (やまぎしひでお) 氏

特定非営利活動法人NPOサポートセンター理事長
法政大学法学部教授

1988年の訪米以来、日本でNPOをつくる運動を始め、
1993年には日本で最初の中間支援組織となる
「NPOサポートセンター」を設立。
1996年に「NPOサポートセンター全国連絡会」代表。
著書・共著に「NPOと行政・協働の再構築」、
「産官学民NPOプラットフォーム」など。



「協働」の本質について、NPOサポートセンター理事長の山岸秀雄先生にお話をお聞きしているこのコーナー。第1回目となる前回は、「協働」が新しい社会システムとして日本に生まれた90年代当時のことを伺いました。90年代後半、バブル崩壊を経て政治的・経済的な閉塞状況に陥ってしまった日本社会に、再生と変革の担い手として登場することになった「市民」＝「第三セクター」。「NPO法」制定など、法的な環境整備も徐々に進み、いよいよ「協働」の実践的段階を迎えます。しかし、想いを胸に市民が飛び込んだ「協働」の現場で待っていたのは、往々にして理想と現実のギャップでした。

「協働」の取り組みが実践的段階に移り、「自分たちの想いを公のものとして形に出来る」という希望を抱いた市民も多かったと思います。しかしその一方で、期待を持って飛び込んだ「協働」の現場で様々な矛盾や壁にぶつかってしまった、という話もよく聞かれます。

たしかに「協働」というのは非常に難しい要素を含んでいて、NPO法の施行から10年以上経つ現在でも、多くの自治体でまだまだ試行錯誤の状態が続いているんじゃないかと思っています。

NPOや市民活動団体は「お金の問題」や「行政との関係性の問題」「協働をめぐる認識の問題」さらにはそれらが複合的に絡み合った問題など、様々な壁に直面して日々悩んでいるのではないのでしょうか。

「お金の問題」に関しては、前回「市民が責任を持って公共の一翼を担っていくためには、ちゃんとお金を動かしていけるようにすることが必要」という話を伺いました。

そのことは「NPO法」の大きな趣旨の一つでもあるんですね。前回お話したように、「NPO」と「市民運動」の最も大きな違いは、お金を扱える、つまり色々なことをビジネスとしてやっていくという点にあるんです。

市民が公共の一翼を担って、安定的、発展的に活動をして行こうと思ったら、ボランティア的な力だけで支えていたのでは、不安が残ります。もちろんボランティアというの、NPOや市民活動にとって非常に大きな社会的資源なのですが、常にその力を集められるという保証はないわけですね。人が集められなく

なったから途中でやめますということでは、責任ある本格的な「協働」を行っていくことはできない。

だから、ちゃんと給料を払って専従のスタッフを雇用したり、そこまで本格的でなくてもパートタイムで雇ったり、あるいはボランティアの人に多少の手当てを出すという形を取ったりということが出来るようにしなくてはならない。

これは「必ず有給でなければならぬ」という意味ではなくて、「そういうことが出来る環境をみんなで作っていかねばならない」という意味です。

——現実には、きちんと「仕事」として成り立つほどのお金がNPOに循環しているのでしょうか？

分野にもよりますが、決して充分とは言えませんが、今、きちんと人を雇って、仕事として一番順調に進んでいるのは、福祉を専門とする分野のNPOです。介護保険法施行後、介護事業者の10%以上をNPOが担っています。しかし、そもそも福祉分野自体、決して十分な給与が支払われている職種とは言えません。それに対してアメリカなどでは、NPOが「職業」としての選択肢の一つになりうるくらいきちんとお金を動かしながら活動をしています。実際、アメリカの労働者の7.8%（世界平均では4.9%）がNPOで働いているというデータがあるんですね。給与の面でも、もちろん普通の企業よりかなり低いことは事実ですが、女性の職場として賃金を見た場合に企業が1番、NPOが2番、3番目が公務員ということですから、それぐらいのレベルにまでは達しているということです。

——なぜ、日本のNPOや市民活動には充分なお金がかまわらないのでしょうか？

原因の一つは、NPOや市民活動などの「第三セクター」が、日本社会が直面している「財政的逼迫」という問題に対する解決策として舞台上上げられてしまったことにあると思います。そもそも初めから安く活動を行うことを期待されてしまっているわけですね。

しかし「協働」を推し進めることの本当の意味は、社会をそのような財政的破綻状態に導いてしまった行政・企業主導の従来の社会システムの欠点を明らかにし、それとは違った、市民も交えた「新しい社会システム」を構築していくという点にあるわけです。

ですから、単に行政より安い値段で、これまでの行政と同じようなサービスを提供するというだけでは、「協働」の本当の価値が発揮されているとは言えないんですね。

——「協働」だと安く上がるといふ発想は、間違いだということですね？

いや、安く上がるのは確かに事実ではあるんです。以前あるまちで、同じ事業を行政がやった場合と、NPOがやった場合と、民間企業がやった場合とでコスト計算をしたことがあります。そうしたら、大体4倍から6倍ぐらいNPOがやった方が効率がいいという結果が出たんですね。

これはNPOにとっては、「協働」を切り開いていく上での競争力でもあるんです。しかし、その安いという部分が「協働」の価値の本質だと思われてしまうと、「安ければ安いほどいい」という方向に行ってしまうんじゃないかと危惧しているんです。

良い「協働」とは、無駄なお金をなくすものである一方、それ相応の正当な対価を支払うべきものであるという認識を広めて行かなければなりません。

——次に、協働を行っていく上での「行政との関係性の問題」ということについてもお聞きしたいのですが、前回のお話では「協働の基本的ルール」の一つとして、「対等性」というキーワードが登場しました。

現在の私たちの社会で「協働」と言った場合には、ほとんどのケースが「行政」と「市民」の協働を指します。これは社会的資源を集中して持っているのは、やはり圧倒的に行政だからです。ですから「協働」の主な形態は、補助とか助成とか委託とか、行政が持っている社会資源の一部を受け取って、市民が事業を行うという形になってきます。つまり「行政がお金や場を提供し、市民が活動する」ということですね。

しかし、「お金を出す側」「受け取る側」という関係になった時に、はたして対等ということが成り立つんだろうか、という問題が出てきます。どうしたって上下の関係になってしまうんじゃないかと。

——力関係として、「市民」が「行政」の下請けのような状態に置かれてしまう恐れがあるということですね。

また、行政との関係性を考えて行く上では、同じく「協働の基本的ルール」で挙げた「非同一次性」ということも非常に重要です。これは、「市民」と「行政」というのは根本的に異なったものなんだよ、という当たり前のことを言っているんですが、協働の現場では案外認識や尊重をされていないことが多いんです。

つまり、市民が行政と協働をしようとする、行政のルールに従って、行政と同じように行動することを要求される場面が多々あるということですね。

行政的なルールの象徴として、しばしば批判の対象になるのが「縦割り」のシステムです。それから、行政というのは書類関係を非常に重んじます。企画書、契約書、仕様書。あとは予算書、決算書、報告書というのがありますね。また事業の成果としては数字を非常に重視します。場合によっては中身の善し悪しよりも数字が大きな意味を持つたりします。

こういうことは、一般的な市民の感覚とはなかなか相容れないわけです。相容れないのに、相手に合わせなければいけないという状況は、非常に大きなストレスになります。そして、せっかくの市民の持ち味を殺してしまうことにもつながりかねないわけです。

ですから、どちらか一方のルール、文化に合わせるのではなくて、両者がお互いの違いを認めた上で、双方が納得のいく新しいルール、文化を作って行くことが必要だろうと思いますね。

これは何も行政側の一方的な問題ではなくて、市民の側にも言えることです。例えば行政が契約関係を重視するのは、税金を使っているやつている以上、そこをルーズにすることは許されないからで、そのあたりは市民の側も受け入れて行かなくてはならない。相互が歩み寄って、お互いのあり方について理解を深めて行くことが必要だろうと思います。

——「市民」と「行政」が良い関係を築いて行くためには何が大事なんでしょうか？

前回お話ししたような「協働のルール」、つまり「対等性、非同一性、時限性」に基づいた、きちんとした関係性を築いていくことが大切です。そのためには、一番の根底として、お互い同士が「信頼」や「敬意」を持っていることが欠かせないと思います。

——「協働をめぐる認識の問題」という点についてもお聞きしたいのですが…

先ほども少し言ったように、「協働」ということの本当の意味は、「市民」が公共の担い手として参加することによって、「行政」や「企業」中心に運営されてきた従来の社会システムの問題点を正していく点にあります。しかし現状では、まだその意義が広く認識されているとはいえません。

なぜ市民に頼らなくてはいけないのか、同じぐらいのコストだったら、従来の行政や企業によるサービスでもいいじゃないか、という声をきくこともあります。が、それは「協働」ということの価値を正しく認識していない捉え方です。

選択肢として常に「協働」が最良だとは言いませんが、「協働」には閉塞状況に陥ってしまった私たちの社会を革新し、再生する手段としての役割が込められているのです。その点を正しく認識する必要があると思います。

——最近、「協働は目的ではなく、あくまでも手段である」という議論も耳にするのですが、それに付いてはどう受け止めたらいいのでしょうか？

言葉としては正しいと思います。ただ問題は、それがどのような意図に基づいて言われているかという点ではないでしょうか。

今言ったように、「協働」は市民参加を通じて社会を革新する重要なツールです。単純に「協働」をすれば良いということではなく、「協働」を通じて多くの市民が責任ある立場で公共の運営に参加し、社会のあり方自体を変えていかなければならない。社会の革新

がゴールで、「協働」はそこに至る手段であるという意味においては、先ほどの言葉は正しいと思います。

しかしそれとは逆の意図として、社会の革新を望まない人たちが、「協働」ということにブレーキをかけたい意図から、同じ言葉をつかうことも考えられるわけです。つまり「協働」ということの意義を矮小化したい意図から、「ただの手段に過ぎない」と言っている可能性もある。そこはきちんと見極めて行く必要があると思います。

——「協働」は社会を革新していくための重要なツールだということですが、「協働」の先にあるのはいったいどんな社会なのでしょう？

一言で言うなら、「成熟した市民社会」です。

日本は民主主義国家ですから、国の主役、社会の主役は、本来国民であり市民です。しかし、私たちはこれまで必ずしも社会の運営に直接的に携わってこなかった。そのことが日本の社会に歪みをもたらし、財政的な行き詰まりだけでなく、福祉や環境、教育など様々な分野で多くの矛盾を生みだしているわけです。

本来、社会の主体であるところの国民・市民が、その運営に直接的に参画し、未来にきちんと責任を持つていく。それが「成熟した市民社会」を築くということです。それこそが「協働」の目指している最終的なゴールだと思います。

——次号では、どうすれば「協働」によって新しい未来を切り開いて行けるのかという点について、詳しくお聞きしていきたいと思います。

(取材：堀内直子、桜井夏来)



NPO法人 ハモニカ横丁東京

ハモニカ横丁から吉祥寺を元気に！

副理事長 手塚 一郎

NPO法人ハモニカ横丁東京は、吉祥寺を盛り上げるためだけにできた団体です。

吉祥寺といえども「井の頭公園」、そして「ハモニカ横丁」が思い浮かぶという方も多いんじゃないでしょうか。

ビジネスの世界には「商品が100あると、売上の80%は20の商品でできている」という「2対8の法則」というものがありますが、「ハモニカ横丁」は吉祥寺という町にとって、まさにその20に相当する場所です。ここに力を入れて吉祥寺を盛り上げようというわけです。

デザイナー、建築家、商売をしている人、編集者などが集まって「ハモニカ横丁」サポーターのようなものをつくりました。この2年間に、「ハモニカ横丁応援ウチワ」「ハモニカ横丁マップ」「三宅島と共催の三宅島フェア」など、手さぐりで様々な取り組みをしてきました。

最近の活動としては、2011年はじめに「武蔵野市特定非営利活動法人補助金交付事業」の応援をいただいて、「吉祥寺リアル」という「吉祥寺の商業はどんな感じ」というレポートをつくりました。その発端になったのは、商業者の立場からの発言をとということに参加した、ある会議でした。

「NPO法人市民まちづくり会議むさしの」が運営するこの会議のテーマは「武蔵野マスタープラン20年の10年目の現状」ということでしたが、会に出てみると、ほとんどが住民の方で、商業については何も資料がない状況でした。

それならば、商業調査のキッカケにでもなればと、不動産業、飲食店、物販業、ライブハウス、アート関係、大型店、ホテルなど、様々な業種の方のお話をきき、レポートにまとめました。

そこから見えてきたのは、吉祥寺は言われている程景気はよくないという実態でした。

そこには、大きな課題が3つあると思います。

第1に吉祥寺全体がサンロード化していること。大手チェーン店が多い。空店舗がすぐまららない。

第2は、個店を中心にしたイベントがなく、助成金だよりが多いこと。第3は、こういう町を活性するための法人格の組織がないこと。

ということ、3つの提案をしました。

第1に、空店舗を若い人たちがクリエイターに知らせ、新しい使い方を提案する「東京R不動産」の吉祥寺版、「吉祥寺R不動産」の立上げ。第2に、助成金なしで手弁当の小さなイベントを多発、朝市夜市などを開催する。自由ヶ丘祭りでは各ショップ半量程のワゴンを出して町中でモリあがっている。第3は「NPO法人吉祥寺まちづくり」のようなものを作ろう、そんな課題にしました。

言うは易しですが、第1の「吉祥寺R不動産」については、東京R不動産の人と週1のミーティングがはじまっています。第2のイベントについても、ハモニカ横丁朝市

が始まり、それをサポート中。第3は関係各位と協議中という所です。

さてこれからどうするか、ご興味のある方は、ぜひご連絡を。

☎ 0422-23-7891





市民協働 推進課から

市民活動促進基本計画「中間まとめ」 へのご意見を募集します！

武蔵野市では現在、平成24年度からの10年間の計画期間とする「市民活動促進基本計画」の策定作業を進めています。

本計画は、今年度で計画期間が満了する「NPO市民活動促進基本計画」策定時以降の市の取り組み状況や、国や都などの動向、市民の取り組みやニーズを踏まえ、現状に即したものに変更するものです。

「中間のまとめ」では、市民活動を促進するための目標や理念を整理し、市民や行政を含む武蔵野市全体として共有するとともに、今後10年間の取組みの方向性を提示しています。

策定委員会では、「協働」の定義やあり方、市民活動の意義や公益性・公益性、などが活発に議論されています。市民活動団体等と行政の2者の関係で捉えられることが多い「協働」ですが、これからは、多様な団体同士の協働、多様な団体と行政との協働などが公共的な課題解決の力となるのではないかと。また、協

働を行うことと自体が目的となりがちななか、協働は課題解決の手段のひとつであり、多様な活動の連携による相乗効果こそが成果なのではないか、といった意見が交わられています。

この「中間のまとめ」について市民の皆さまのご意見（パブリックコメント）を募集しています。また、あわせて策定委員会によるヒアリングも実施しますので、是非ご参加いただきご意見をお寄せください。

▼「中間のまとめ」入手方法

市民協働推進課 市政センター、武蔵野プレイスで配布するほか、市ホームページでも閲覧できます

▼パブリックコメント

期間：平成23年12月16日（金）午後5時必着

方法：郵送、Eメール、FAX、または市民協働推進課窓口にて文書で直接提出

宛先：（郵送）〒180-8777 市民協働推進課 宛
（Eメール）sec-kyoudou@city.musashino.lg.jp

（FAX）0422-51-2000
市民活動促進基本計画策定委員会

▼「中間のまとめ」に関するヒアリング

日時：12月10日（土）午後2時（午後1時30分開場）

会場：武蔵野プレイス3階ワークラウンジ

対象：どなたでも

議題：「中間のまとめ」についての説明と、策定委員会委員と参加者の意見交換

申込：当日直接会場へ

問合せ：市民協働推進課（電話）0422-60-1830

今後、皆様からのご意見を参考に策定委員会で最終計画案をとりまとめますので、関心がおありの方は、ぜひ傍聴にお越しください。これまでの議事要録や資料は市ホームページで閲覧できます。

▼第5回市民活動促進基本計画策定委員会

日時：平成24年1月13日（金）午後2時～4時

会場：武蔵野市役所西棟8階812会議室

※傍聴は定員10名程度の予定です

※開始15分前より先着順で受け付けます



市民協働推進課 白相 恵子

市民協働推進だより LINK!

2011年 冬号

vol.2

2011年
12月1日発行

次号発行予定：2012年3月1日

発行：

武蔵野市企画政策室
市民協働推進課

〒180-8777

東京都武蔵野市緑町2-2-28

武蔵野市役所西棟7階

Tel 0422-60-1830

Fax 0422-51-2000

sec-kyoudou@city.musashino.lg.jp

http://www.city.musashino.lg.jp/

編集・制作：

特定非営利活動法人

武蔵野市NPO・市民活動

ネットワーク

〒180-0022

東京都武蔵野市境5-24-10

亜細亜大学1号館

栗田研究室内

Tel 0422-36-7326

k-salon@clipb.net

編集スタッフ：

桜井 夏来

小野塚 洋子

栗村 真里

堀内 直子

前川 順子

「市民協働推進だより」は、武蔵野市とNPO法人武蔵野市NPO・市民活動ネットワークによる協働で制作しています